



島教協

《 すべては「子どもたちのために」 》  
**情 報**<http://www.kyougikai.org>E-mail  
office@kyougikai.org

No.701

〒693-0011 出雲市大津町2214 Tel/Fax:0853(22)7762 代表者 吉田 修 編集人 岡 利行

**学校における働き方改革推進のため  
各都道府県の教育長宛に通知が発出されました  
(平成30年2月)**

文部科学省は、各教育委員会や学校において、働き方改革への取組を周知し推進するため、教育委員会や学校で取り組むべき内容をまとめた「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について」と題した通知を平成30年2月9日、各都道府県教育委員会教育長と各指定都市教育委員会教育長宛に発出しました。

(通知文からの抜粋)

各都道府県教育委員会及び各指定都市教育委員会におかれては、学校におけるこれまでの働き方を見直し、限られた時間の中で、教師の専門性を生かしつつ、授業やその準備に集中できる時間、教師自らの専門性を高めるための研修の時間や、児童生徒と向き合うための時間を十分確保し、教師が日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性を高め、児童生徒に対して効果的な教育活動を行うことができるよう、下記の点に留意しながら、高等学校や特別支援学校等の学校種の違いにも配慮しつつ、必要な取組の徹底をお願いします。その際、学校種による業務の性質の違いについても十分に考慮されるようお願いします。

また、各都道府県教育委員会におかれては、本件について域内の市町村教育委員会が設置する学校に対して周知が図られるよう配慮をお願いします。

記

教育委員会において取り組むべき方策としては、以下の事項が挙げられる。各教育委員会においては、これらの取組について、学校や地域、教職員や児童生徒の実情に応じて、順次適切に取組を進めること。

## 1、学校における業務改善について

(1) 業務の役割分担・適正化を着実に実行するために教育委員会が取り組むべき方策について

- ①業務改善方針・計画の策定及びフォローアップ
- ②事務職員の校務運営への参画の推進
- ③専門スタッフとの役割分担の明確化及び支援
- ④学校が教育活動に専念するための支援体制の構築
- ⑤業務の管理・調整を図る体制の構築
- ⑥関係機関との連携・協力体制の構築
- ⑦学校・家庭・地域の連携の促進
- ⑧統合型校務支援システム等のICTの活用推進
- ⑨研修の適正化
- ⑩各種研究事業等の適正化
- ⑪教育委員会事務局の体制整備
- ⑫授業時数の設定等における配慮
- ⑬各学校における業務改善の取組の促進

(2) 中間まとめにおいて示された業務の在り方に関する考え方を踏まえて教育委員会が特に留意して取り組むべき個別業務の役割分担及び適正化について

【基本的には学校以外が担うべき業務】

- ①登下校に関する対応
- ②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導されたときの対応
- ③学校徴収金の徴収・管理
- ④地域ボランティアとの連絡調整

【学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務】

- ⑤調査・統計等への回答等
- ⑥児童生徒の休み時間における対応
- ⑦校内清掃
- ⑧部活動



(裏面へ続く)

【教師の業務だが、負担軽減が可能な業務】

- ⑨給食時の対応
  - ⑩授業準備
  - ⑪学習評価や成績処理
  - ⑫学校行事等の準備・運営
  - ⑬進路指導
  - ⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応
- (3) 学校が作成する計画等及び学校の組織運営に関する見直しについて
- 2、勤務時間管理の徹底及び適正な勤務時間の設定について
  - 3、教職員全体の働き方に関する意識改革について



運動部活動の適正な運営等に係る取組の徹底について  
各都道府県の教育長宛に依頼が発出されました  
(平成30年3月)

スポーツ庁は、生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点に立ち、地域や学校の実態に応じて、運動部活動が多様な形で最適に実施されるよう、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定し、平成30年3月19日、学校の設置者である各都道府県教育委員会教育長と各指定都市教育委員会教育長宛に依頼を発出しました。

(依頼文からの抜粋)

都道府県教育委員会及び指定都市教育委員会におかれては、域内の指定都市を除く市町村教育委員会及び所管の中学校等に対して、(中略)、速やかに周知の上、必要に応じて支援、指導及び助言くださるよう、また、都道府県教育委員会におかれては、域内の市町村教育委員会が設置する学校に対して周知が図られるよう配慮をお願いします。

記

1 運動部活動の方針の策定等について

都道府県にあつては「運動部活動の在り方に関する方針」を、学校の設置者にあつては「設置する学校に係る運動部活動の方針」を、校長にあつては「学校の運動部活動に係る活動方針」を速やかに策定願います。

4 教師の運動部活動への関与について

「学校における働き方改革に関する緊急対策並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について」を踏まえ、適切に対応するようお願いします。

6 文化部活動について

本ガイドラインの趣旨の他、本ガイドライン中の「適切な運営のための体制整備」及び「適切な休養日等の設定」については、当面、文化部活動に関しても、文化部活動の特性を踏まえつつ、本ガイドラインに準じた取扱いをしていただきますようお願いいたします。

「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」より抜粋

3 適切な休養日等の設定

ア 運動部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスの取れた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究も踏まえ、以下を基準とする。

- 学期中は、週当たり2日以上以上の休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)
- 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。
- 1日の活動時間は、長くとも平日は2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

歓迎！新規加入者  
大石若加奈さん(出雲市・塩冶幼)  
よりよい教育環境をめざす鳥教協の仲間とともに、固く手を取り合って、ともに健全な教育実践に邁進していきましょ。